

報 道 発 表

令和 4 年 11 月 9 日
財 務 省

令和 3 事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和 3 事務年度(令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの 1 年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和 3 事務年度に処分(検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4))した件数は 39 件(前事務年度比 108%)、脱税額は、総額で約 8 千万円(前事務年度比 18%)となりました。
2. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が 13 件(前事務年度比 65%)、その脱税額は総額で約 2 千万円(前事務年度比 23%)となりました。
3. 金地金の主な処分事例としては、航空機旅客による金地金約 18kg の消費税等脱税事件がありました。(脱税額約 649 万円)

(注 1)内 国 消 費 税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注 2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

(注 3)告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないうとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注 4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

(注 5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添 2】令和 3 事務年度における告発事例

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111 (内線) 5389

税関は令和 4 年 11 月 28 日、150 周年を迎えます。



水際で守る 日本の未来

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	前事務 年度比
	処分件数	841 (720)	536 (404)	271 (199)	36 (20)	39 (13)
告発件数	33 (28)	12 (10)	9 (7)	4 (2)	2 (2)	50% (100%)
通告件数	808 (692)	524 (394)	262 (192)	32 (18)	37 (11)	116% (61%)

(注) 処分件数は事件単位の件数（括弧内の数値は金地金の件数を示す。）となります。

(万円)

		平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	前事務 年度比	
		脱 税 額	告発分	関 税	10,309	—	2,580	14,798
内国消費税	36,250			40,147	7,870	25,980	1,117	4%
合 計	46,560			40,147	10,450	40,777	1,117	3%
脱 税 額	通告分	関 税	870	984	955	351	1,695	483%
		内国消費税	125,019	64,692	33,774	3,705	5,184	140%
		合 計	125,890	65,676	34,730	4,056	6,879	170%
脱 税 額	総額	関 税	11,180	984	3,536	15,149	1,695	11%
		内国消費税	161,270	104,840	41,644	29,685	6,301	21%
		合 計	172,450	105,823	45,180	44,833	7,996	18%

(注) 各税目の1万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	平成 29 事務年度		平成 30 事務年度		令和元 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	720	150,389	404	96,004	199	36,071	20	8,913	13	2,048
たばこ	82	779	89	949	33	344	5	418	3	122
腕時計	14	1,341	19	1,547	24	1,996	4	294	11	2,147
バッグ類	7	280	11	671	8	150	7	2,499	14	3,219
アクセサリー類	9	312	4	97	8	316	3	14	5	233
衣類	1	1,701	2	17	4	4,780	3	40	—	—
化粧品	3	28	1	1	—	—	2	0	3	1
食品・酒	7	7,449	2	0	1	0	—	—	1	0
その他	10	10,172	13	6,537	11	1,522	5	32,653	4	226
合計	853	172,451	545	105,823	288	45,179	49	44,831	54	7,996

(注1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

(注2) 脱税額の表記について、「0」とは5,000円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

令和3事務年度における告発事例

【事例1】

航空機旅客による金地金の密輸

犯則者Aらが、シンガポールから入国する際に、金地金約18kgを税関長の許可を受けることなく輸入し、消費税等約649万円を不正に免れた事案を告発しました。

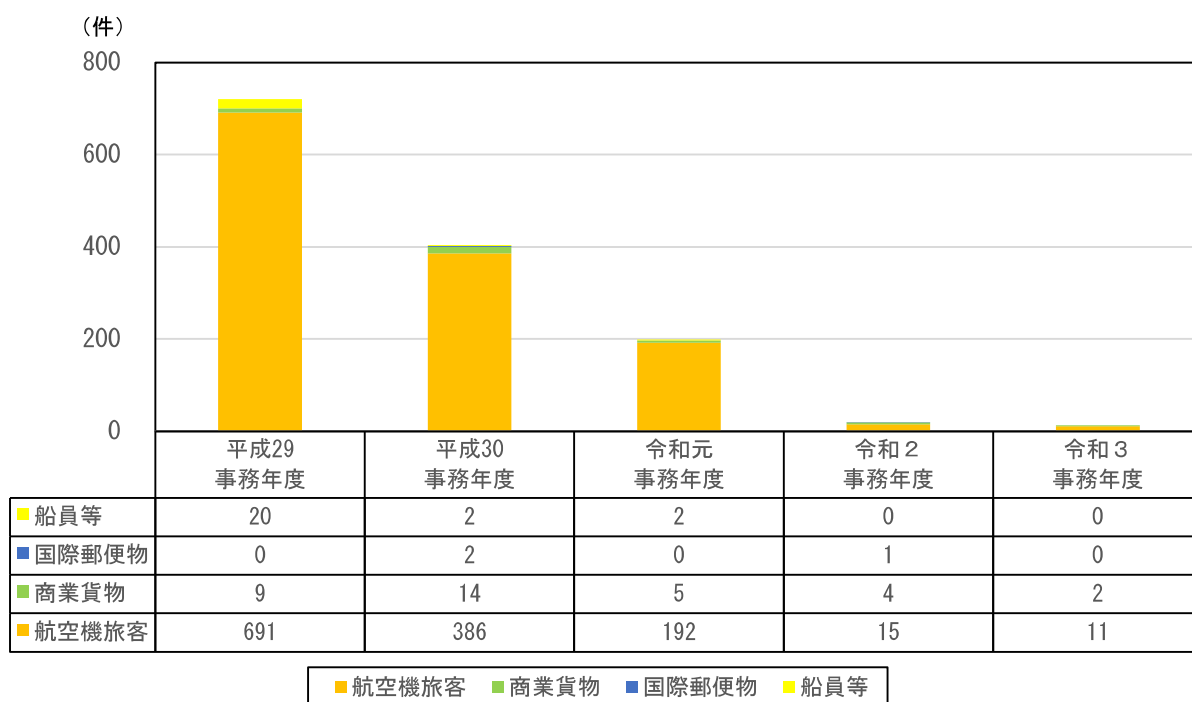
【事例2】

航空貨物を利用した金地金の密輸

犯則者Bらが、中国から航空貨物（スマートフォンホルダー）により、金地金約7kgを税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約467万円を不正に免れようとした事案を告発しました。



金地金の密輸形態別処分量数（平成29～令和3事務年度）





●150周年特設サイト

税関の150年のあゆみを分かりやすく紹介
各税関のあゆみも詳しく紹介
イベント情報の更新



← 税関HP特設サイトへ遷移

<https://www.customs.go.jp/zeikan/project/150kinen.htm>

●令和4年1月から 電子帳簿等保存制度が改正

帳簿書類の保存義務と
電子帳簿等保存制度について
<https://www.customs.go.jp/shiryu/chobo.htm>

事後調査についての紹介
<https://www.customs.go.jp/shiryu/chousa.htm>



●平成26年以降急増した金地金の密輸に対応するため、平成29年11月、「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定・公表し、検査強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実等の取組を実施

Twitter

https://twitter.com/Custom_kun



税関クイズ

カスタム君日常



イベント周知



ポクがつぶやいているよ!



YouTube

https://www.youtube.com/channel/UCwnOlo5t_ZinLDolLiuLZYow



Facebook

<https://ja-jp.facebook.com/Japan.Customs>

